

# トヨタレンタカー貸渡約款 改定について

## 1. 新旧対照表

下線赤字部分が改定

現行	改定
個人データの取扱いについて	
<div style="border: 1px dashed red; padding: 5px;">                     変更力所が多く、新旧の比較が難しいため、申し訳ございませんが、                      2. (個人データの取扱いについて)主な改定内容をご確認ください。                 </div>	
第3章 貸渡 第7条(貸渡契約の締結) 1～4省略 5 当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード・現金等の支払方法を指定することがあります。	第7条(貸渡契約の締結) 1～4現行どおり 5 当社は、「貸渡契約」の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカードもしくは現金等の支払方法の指定、及び事前決済(Web決済)または現地決済(店頭払い)を指定することがあります。また「借受人」が利用できるクレジットカードを指定することがあります。
第8条(貸渡拒絶) (1)～(4)省略 (5) 第26条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店間で共有する貸渡注意者リスト(以下「貸渡注意者リスト」という)に登録されているとき。	第8条(貸渡拒絶) (1)～(4)現行どおり (5) 第26条に定める(社)全国レンタカー協会情報管理システム(以下「全レ協システム」という)又はトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店間で共有する貸渡注意者リスト(以下「貸渡注意者リスト」という)に登録されているとき。
第4章 使用 第20条(ETCカード貸出サービス) (1)省略 (2) 以下のように後日通行料金の未払いが判明した場合、追加で精算をする。 ・何らかの理由で通行履歴を確認できないトヨタレンタリース店に返却した場合	第20条(ETCカード貸出サービス) (1)現行どおり (2) 以下のように後日通行料金の未払いが判明した場合、追加で精算をする。 ・何らかの理由で通行履歴を確認できないトヨタレンタカー店に返却した場合
第5章 返還 第26条(貸渡情報の登録と利用の合意) (1)省略 (2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタリース店に利用されること。	第26条(貸渡情報の登録と利用の合意) (1)現行どおり (2) 貸渡注意者リストに登録された貸渡情報がトヨタ自動車株式会社及びトヨタレンタカー店に利用されること。
附則 附則 約款は、令和6年4月1日から施行します。	附則 約款は、2025年4月1日から施行します。

## 2. (個人データの取扱いについて)主な改定内容

■諸外国の個人情報保護法に対応するため、主に以下の点につき、改定します。

改定後条文は、本約款(2025/4/1～公開)にてご確認くださいませう、よろしくお願いたします。

項目	内容
1. (本ポリシーについて)	本ポリシーの位置づけを新規追加
2. (取得する個人データ)	データの詳細を追加
3. (個人データの利用目的と適法性根拠)	利用目的につき詳細を追加
5. (保持期間)～9. (管理者である当社の連絡先)	新規追加

■走行データ等の活用に伴う改定

項目	内容
3. (個人データの利用目的と適法性根拠)	走行データ等の活用目的を追加
4. (個人データの第三者提供)	

■クレジットカードの不正利用対策に伴う改定

項目	内容
4. (個人データの第三者提供)	クレジットカードの不正利用検知・防止(3Dセキュア)導入、および不正利用利用調査に伴い、提供先・目的を追加